

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公開番号】特開2005-210070(P2005-210070A)

【公開日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2004-313942(P2004-313942)

【国際特許分類】

H 01 G 9/00 (2006.01)

H 01 G 9/08 (2006.01)

H 01 G 9/048 (2006.01)

H 01 G 2/08 (2006.01)

【F I】

H 01 G 9/00 3 3 1

H 01 G 9/08 F

H 01 G 9/04 3 1 9

H 01 G 1/08 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月19日(2007.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外装ケース内にコンデンサ素子が収納されてなるコンデンサにおいて、前記外装ケースと前記コンデンサ素子との間にこれらに接触状態に、熱伝導率が1W/m・K以上の熱伝導材が介装されていることを特徴とするコンデンサ。

【請求項2】

前記熱伝導率が1W/m・K以上の熱伝導材として、アルミナ粒子、窒化アルミニウム粒子、窒化ホウ素粒子及び酸化亜鉛粒子からなる群より選ばれる1種または2種以上の粒子がマトリックス材中に分散されてなる熱伝導材が用いられた請求項1に記載のコンデンサ。

【請求項3】

前記熱伝導率が1W/m・K以上の熱伝導材として、マトリックス材中にアルミナ粒子が分散されてなる熱伝導材が用いられた請求項1に記載のコンデンサ。

【請求項4】

前記粒子の平均粒径が0.5~5μmである請求項2または3に記載のコンデンサ。

【請求項5】

前記熱伝導材における前記粒子の含有率が70質量%以上である請求項2~4のいずれか1項に記載のコンデンサ。

【請求項6】

前記マトリックス材としてシリコーンオイル又は/及び変性シリコーンオイルが用いられた請求項2~5のいずれか1項に記載のコンデンサ。

【請求項7】

前記マトリックス材として合成樹脂が用いられた請求項2~5のいずれか1項に記載のコンデンサ。

【請求項 8】

前記合成樹脂としてポリオレフィンが用いられた請求項 7 に記載のコンデンサ。

【請求項 9】

前記ポリオレフィンとしてポリプロピレン又は / 及びポリエチレンが用いられた請求項 8 に記載のコンデンサ。

【請求項 10】

前記コンデンサ素子の高さの 30 % 以上が前記熱伝導材と接触状態にある請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のコンデンサ。

【請求項 11】

前記外装ケースはアルミニウム製である請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載のコンデンサ。

【請求項 12】

電解コンデンサであることを特徴とする請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載のコンデンサ。

【請求項 13】

前記コンデンサ素子は、陽極箔と陰極箔との間にセパレータが介在されて捲回されたものからなる請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載のコンデンサ。